省　令

○農林水産省令第六十号

植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）第七条第一項第一号の規定に基づき、植物防疫法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年六月十五日

農林水産大臣　林　芳正

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令

植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）の一部を次のように改正する。

別表二の一の項植物の欄中「アボカド」の下に「（付表第六十に掲げるものを除く。）」を加え、同表の付表に次のように加える。

六十　ペルーから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるハス種のアボカドの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

告　示

○金融庁告示第三十八号

信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第五十三条第三項第七号及び第五十四条第四項第七号並びに中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第九条の八第二項第十二号及び第九条の九第六項第一号の二の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会が業務の代理又は媒介を行うことができる者を指定する件（平成十八年金融庁告示第三十四号）等の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十七年六月十五日

金融庁長官　細溝　清史

（信用金庫及び信用金庫連合会が業務の代理又は媒介を行うことができる者を指定する件の一部改正）

第一条　信用金庫及び信用金庫連合会が業務の代理又は媒介を行うことができる者を指定する件の一部を次のように改正する。

第一条第三十四号を次のように改める。

三十四　公益財団法人不動産流通推進センター

第一条第三十七号を次のように改める。

三十七　国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

第二条第二十三号を次のように改める。

二十三　公益財団法人不動産流通推進センター

第二条第二十六号を次のように改める。

二十六　国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

（信用協同組合及び信用協同組合連合会が業務の代理又は媒介を行うことができる者を指定する件の一部改正）

第二条　信用協同組合及び信用協同組合連合会が業務の代理又は媒介を行うことができる者を指定する件（平成十八年金融庁告示第三十五号）の一部を次のように改正する。

第一条第二十三号を次のように改める。

二十三　公益財団法人不動産流通推進センター

第一条第二十五号を次のように改める。

二十五　国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

第二条第二十二号を次のように改める。

二十二　公益財団法人不動産流通推進センター

第二条第二十六号を次のように改める。

二十六　国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

（信用金庫法施行規則第百十八条第四項の規定に基づき信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二第二号に掲げる基準に従い算出される自己資本の額に必要な調整を定める件の一部改正）

第三条　信用金庫法施行規則第百十八条第四項の規定に基づき信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二第二号に掲げる基準に従い算出される自己資本の額に必要な調整を定める件（平成十年金融監督庁大蔵省告示第三十九号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「関連法人等（信用金庫法施行規則第六十九条の二第三項に規定する関連法人等をいう。以下同じ。）」を「信用金庫法施行令（昭和四十三年政令第四十二号）第十一条の二第三項に規定する関連法人等」に改める。

（協同組合による金融事業に関する法律施行規則第五十五条第四項の規定に基づき協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第十四条の二第二号に掲げる基準に従い算出される自己資本の額に必要な調整を定める件の一部改正）

第四条　協同組合による金融事業に関する法律施行規則第五十五条第四項の規定に基づき協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第十四条の二第二号に掲げる基準に従い算出される自己資本の額に必要な調整を定める件（平成十年金融監督庁大蔵省告示第四十二号）の一部を次のように改正する。

第二項中「関連法人等（協同組合による金融事業に関する法律施行規則第九条の二第三項に規定する関連法人等をいう。以下この項において同じ。）」を「協同組合による金融事業に関する法律施行令（昭和五十七年政令第四十四号）第三条の二第三項に規定する関連法人等」に改める。

（信用金庫法施行令第十一条第十二項第四号並びに信用金庫法施行規則第百十三条の五第二項、第百十四条第二項及び第四項、第百十五条第一項並びに第百十七条第一号及び第二号の規定に基づき、合算関連法人等から除かれる者として金融庁長官が定める者等を定める件の一部改正）

第五条　信用金庫法施行令第十一条第十二項第四号並びに信用金庫法施行規則第百十三条の五第二項、第百十四条第二項及び第四項、第百十五条第一項並びに第百十七条第一号及び第二号の規定に基づき、合算関連法人等から除かれる者として金融庁長官が定める者等を定める件（平成二十六年金融庁告示第五十五号）の一部を次のように改正する。

第七条第六号中「第十四条第四項第十号イ」を「第百十四条第四項第十一号イ」に、「第七十二号第八条第一項」を「第七十二条第一項」に改める。

（協同組合による金融事業に関する法律施行令第三条第十二項第四号並びに協同組合による金融事業に関する法律施行規則第五十条の四第二項、第五十一条第二項及び第四項、第五十二条第一項並びに第五十四条第一号及び第二号の規定に基づき、合算関連法人等から除かれる者として金融庁長官が定める者等を定める件の一部改正）

第六条　協同組合による金融事業に関する法律施行令第三条第十二項第四号並びに協同組合による金融事業に関する法律施行規則第五十条の四第二項、第五十一条第二項及び第四項、第五十二条第一項並びに第五十四条第一号及び第二号の規定に基づき、合算関連法人等から除かれる者として金融庁長官が定める者等を定める件（平成二十六年金融庁告示第五十七号）の一部を次のように改正する。

第一条第二号中「第第三条第四項」を「第三条第四項」に改める。

○法務省告示第三百二十九号

兵庫県南あわじ市役所保存の次の除籍が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十七年七月十五日までに、同市長に対して、次の手続をしてください。

一　当該除籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる除籍の謄本、抄本又は除籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、南あわじ市役所又は神戸地方法務局洲本支局に照会すること。

平成二十七年六月十五日

法務大臣　上川　陽子

兵庫県三原郡賀集村八幡立川瀬組九百十五番地

橋本　たか

○法務省告示第三百三十号

左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、これを許可する。

平成二十七年六月十五日

法務大臣　上川　陽子

住所　岩手県紫波郡矢巾町大字南矢幅第９地割320番地

曺泰燁　昭和29年12月７日生

朴由美　昭和35年10月20日生

曺花蓮　昭和62年12月５日生

曺宇陽　平成元年８月21日生